

こども家庭庁 令和5年度 子ども・子育て支援推進等事業
「児童相談所における児童心理司の役割と人材育成についての調査研究」

児童心理司の役割と育成について考える 手引き

令和6年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

<目次>

第1章	本手引きの趣旨.....	1
1.	児童心理司の現状と期待.....	1
2.	児童心理司の専門性をさらに活用していくために.....	1
第2章	児童心理司がもつ専門性.....	2
1.	児童相談所の“心理職”としての専門性.....	2
2.	児童福祉司との役割分担.....	5
3.	児童心理司の専門性の再確認.....	5
第3章	児童心理司のかかわりが求められる場面.....	6
1.	児童心理司のかかわりが求められる場面とは.....	6
2.	児童心理司がかかわる具体的な場面(例).....	7
第4章	ケースにおける児童心理司のかかわり方.....	9
1.	児童心理司のかかわるケースの現状.....	9
2.	児童心理司のかかわり方.....	10
第5章	児童心理司の育成.....	11
1.	児童相談所における“心理職”の特徴 - 「児童心理司」とは？.....	11
2.	児童心理司の「到達目標」.....	12
3.	児童心理司のキャリアラダー.....	13
4.	児童心理司向け研修プログラム.....	14

第1章 本手引きの趣旨

1. 児童心理司の現状と期待

児童相談所運営指針において、児童心理司は「心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員」と定義されており、その職務内容は以下の2点となっています。

- ◇ こども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によってこども、保護者等に対し、心理診断を行うこと
- ◇ こども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

しかし、到達目標や法定研修がなく、また心理職としての職歴も多様である児童心理司は、児童相談所によって担っている役割が様々な状況であり、心理職としての「専門的な知識及び技術」を十分に活かしてきていない児童相談所も多いと推察されます。

一方で、児童相談所に対応するケースが複雑化し、心理的アプローチを必要とするこどもや保護者が増えている現状において、児童心理司が有する「専門性」を活かした支援への期待はますます大きくなっています。そのため、児童心理司がもつ専門性を改めて確認し、児童相談所としてその専門性を活かせる方法を考えること、そしてその役割を果たせる児童心理司をいかに育成していくかが重要となっています。

2. 児童心理司の専門性をさらに活用していくために

児童心理司の増員は進められているものの、児童相談所全体での人員不足が課題となっており、児童心理司としての役割以上に、児童相談所の一職員として業務を担わざるを得ない状況にある児童心理司も多いようです。しかし、それでは本来期待されている児童心理司の専門性を十分に活かすことは困難です。

児童心理司の“心理職”としての専門性を発揮し、児童心理司が活躍する場を増やしていくためには、

- ① 児童心理司の“心理職”としての専門性を、児童心理司自身が「言語化」すること
 - ・児童心理司自身が、自身の専門性を改めて確認すること
 - ・児童心理司が、他の職員に自身の専門性を説明できるようになること
- ② 児童心理司のもつ専門性を、児童相談所全体で共有・理解すること
 - ・心理職の専門性について、他職種を含めて確認すること
 - ・どのような場面でどのように児童心理司がかかわるのが望ましいのか、児童相談所において心理職として求められている役割を改めて考えること

が必要であると考えます。

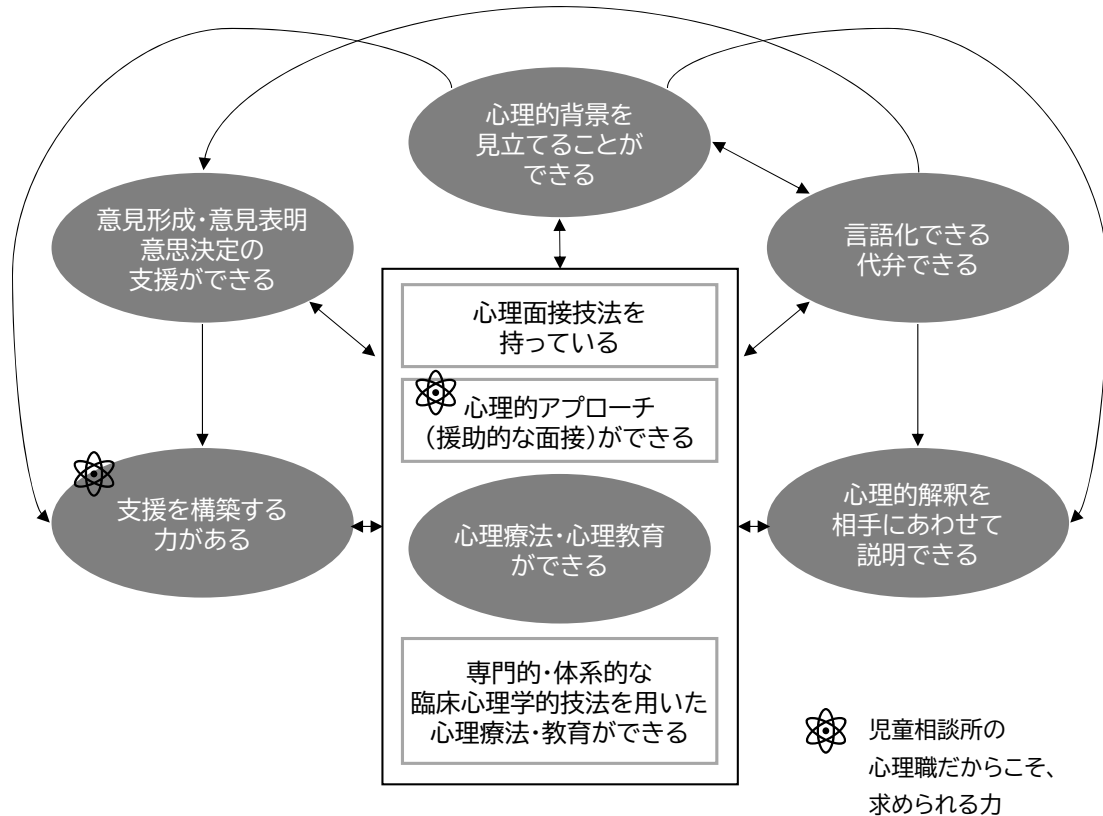
本手引きは、こども家庭庁 令和5年度子ども子育て支援等推進調査研究事業「児童相談所における児童心理司の役割と人材育成についての調査研究」(以下、「本調査研究」という。)で開催したグループディスカッションにおいて全国の児童心理司から出された意見等をもとに、児童心理司の専門性や役割、育成について“言語化”してみたものです。本手引きの内容や表現が必ずしも「正解」ではありませんが、この手引きが各自治体や児童相談所において、児童心理司という専門職について改めて考えるきっかけとしてご活用いただけますと幸いです。

第2章 児童心理司がもつ専門性

1. 児童相談所の“心理職”としての専門性

グループディスカッションにおいて、児童心理司の専門性として出された主なキーワードは以下の通りです。

(1) 直接的援助



心理的背景を見立てることができる

- ・表出する行動や、その背景・経緯からの見立てができる(どのようにして今があるか)
- ・要因がどこにあるか、困りごとがどこかの見立てができる
- ・心理的特徴の有無や強弱、個人的な傾向などを見立てることができる
- ・心理的な状態像を正確に把握できる
- ・適切な心理検査を選択し、実施・分析ができる
- ・環境や関係性について、システムの視点からの査定ができる
- ・問題の本質やキーパーソンを見つけることができる
- ・トラウマの視点から見立てることができる

例) 暴れている、他者とのかわりを拒否する、自傷する、泣いている 等

- ➔ 理由がわからない子どもとの面接を通して、
その行動が怒りか、絶望か、障がいによるパニックか 等の見立てを行う

心理療法・心理教育ができる

■心理面接技法を持っている

- ・傾聴、共感、受容する面接ができる
- ・共感的理解ができる(対象者の体験を、対象者側から理解しようとする)
- ・受容的で、非指示的なかかわりができる

■心理的アプローチ(援助的な面接)ができる

- ・相手の心理的背景や想いを積極的に聴き出す、引き出すためのかかわりできる
- ・内省できる力、言語化する力の高まりなど、面接・支援のタイミング等の見極めができる
- ・指導を兼ねた面接ができる
- ・何が不適切であったかを伝え、その行動の心理的背景を一緒に考えることができる
- ・一緒に考えることで、考えや行動の変化につなげていく(自己理解・納得感につなげていく)

■専門的・体系的な臨床心理学的技法を用いた心理療法・心理教育ができる

- ・こどもの傷つきへのケアができる
- ・系統立った、マニュアルに沿った心理的プログラムができる
(ペアトレ、認知行動療法、性暴力防止、プレイセラピー、保護者支援プログラム等)

言語化できる・代弁できる

- ・言葉にならない想いや感覚を理解することができる
- ・言語的な表現だけでなく、行動や身体的な表れ(非言語)から読み取れる
- ・非言語から読み取った想い、感情に寄り添える
- ・読み取ったことを言語化できる
- ・話を聴き出せる
- ・言語化して、代わりに伝える、伝えることをサポートできる

意見形成・意見表明・意思決定の支援ができる

- ・話を聴き、それを言語化することの支援ができる
- ・面接等により、日常生活での体験を言語化する練習をサポートできる
- ・言語化の支援を通じて、自分の意見・気持ちをまとめる・整理することのサポートができる
- ・気持ちの整理に寄り添うことで、「決めていく」ことの支援ができる
- ・こどもや家族を中心に置き続けて応援するサポート役が担える

支援を構築する力がある

- ・客観的な視点から見立てることができる
- ・様々な情報について、総合的に把握し、情報を吟味することができる
(主訴、症状、行動観察、生育歴、家族等の状況、心理検査、医学的所見等)
- ・得られている情報をもとに、仮説を膨らませる、豊かにすることができる
- ・見立てや本人の意向・状況等をもとに、目的・目標設定ができる
- ・ニーズを明確にし、そのニーズに対して何をすべきかの整理ができる
- ・どのような意図で、誰をターゲットにして何をするか、を組み立てることができる
- ・その目的・目標にあった支援のプログラムを組める
- ・支援過程で起こる可能性のあるリスクの予測ができる

心理的解釈を相手にあわせて説明できる

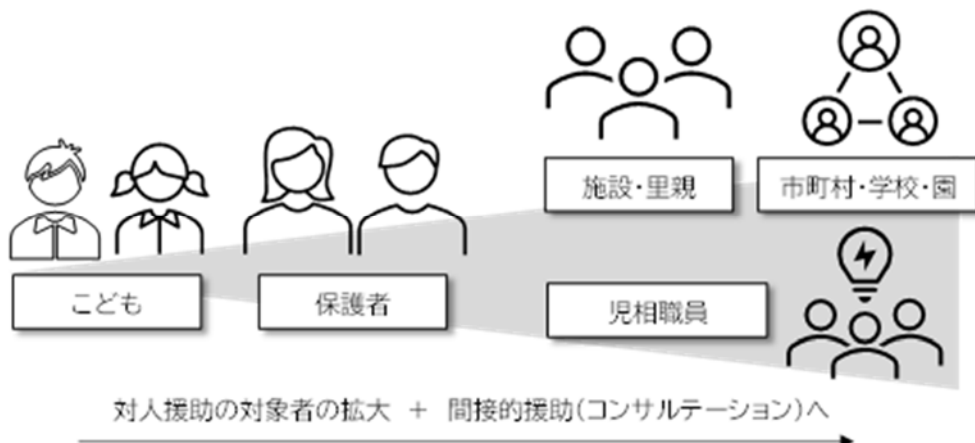
- ・心理検査の結果をもとに、根拠をもった説明ができる
- ・データを用いて説明することで説得力が増す、納得感が得られる

(2) 対象者の拡大、間接的援助へ

福祉司と心理司の担当が親と子で分かれている等、児童心理司の支援対象がこどもに限定されている児童相談所もありました。しかし、「ケアを必要とする対象が、保護者にも拡大している」といった意見も多く出されており、保護者や家族のアセスメント、保護者面接への同席、保護者の心のケアや指導・教育等も、児童心理司の重要な役割となってきています。

(1)で整理した、児童心理司の専門性を活かした役割は、こどもへの支援だけでなく、保護者へ、そして施設や里親、学校や園、市町村等といった親子以外のすべての人を含めた対人援助への展開が求められています。そして、支援対象者の拡大は、直接的援助から間接的援助(コンサルテーション)にもつながります。

また、同僚(児童相談所職員)のメンタルケアやサポートも期待されている役割の1つです。



2. 児童福祉司との役割分担

児童心理司の“専門性”としてあげられた意見には、「児童福祉司との役割分担」において児童心理司に期待されている役割も多く含まれていました。

- 児童福祉司が指導・気づきを与える、事実関係をロジカルに判断する等の役割を果たすかかわりを必要とするからこそ、寄り添う、促す、何に困っているか・何に悩んでいるか聞きとる、児童心理司の役割が重要である
- 児童福祉司は子どもにとって処遇のカギを握っているのです、そうでない立場の職員(児童心理司)がかかわることで、あるがままの意見を言える
- 児童福祉司が親側に立たざるを得ないから、子どもの声をきちんと拾う、子どもの味方というスタンスでの児童心理司の役割が求められる
- 児童福祉司は敵対関係になる可能性があり、そうでない立場の職員(児童心理司)のかかわりが重要になる
- 児童福祉司はケースを動かす役割を担うので、ケースの外から客観的に見られる、取りこぼしを拾える、かかわれるサポート役の職員(児童心理司)が必要

一方で、

- 福祉司と心理司での意見交換が十分にできていない
- 子どもの理想 vs 保護者の現実 があり、福祉司と心理司での意見があわない
(福祉司は保護者担当、心理司が子ども担当と分かれている)
- 心理司が入らないまま会議が進められる、ケースが進んでしまう

などの課題についての意見もあげられました。

3. 児童心理司の専門性の再確認

本来、福祉司と心理司では、見立ての視点やかかわり方が異なります。だからこそ、福祉司と心理司の両輪でケースを進めていかなければなりません。

「福祉司と心理司の両輪」の必要性を認識するためには、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・心理司の専門性を心理司自身が再認識し、福祉司にもそれをわかりやすく説明すること・そのうえで互いの役割を再確認すること |
|--|

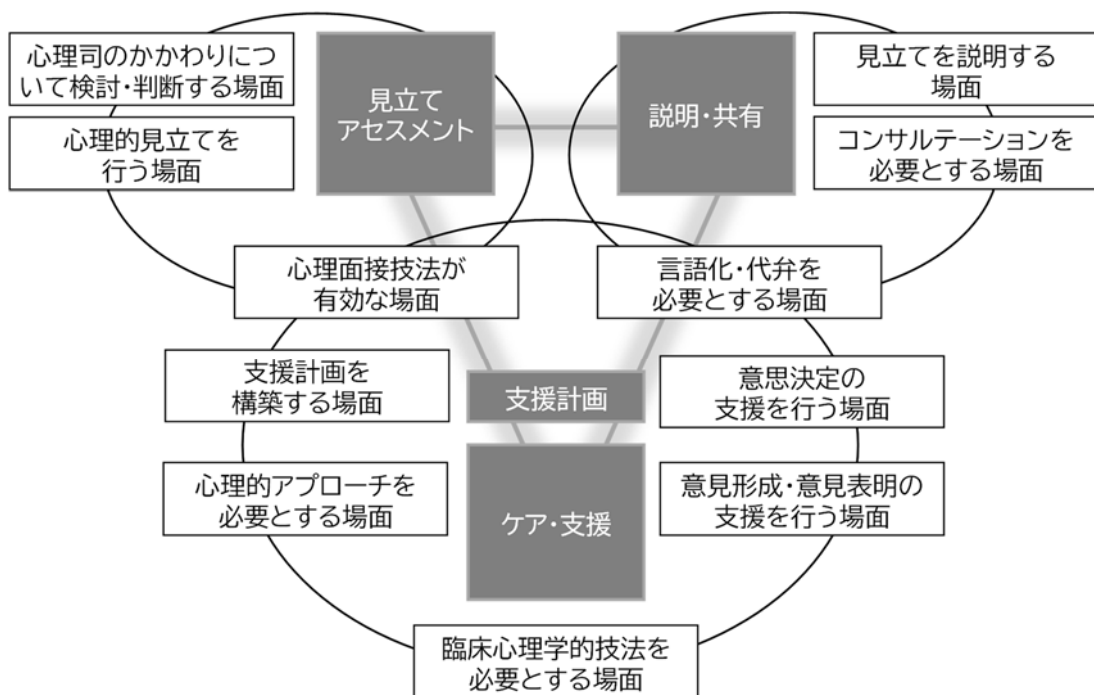
が大切なのではないのでしょうか。

第3章 児童心理司のかかわりが求められる場面

1. 児童心理司のかかわりが求められる場面とは

第2章で整理した「専門性」を踏まえると、心理司の専門性を活かしたかかわりが求められる「場面」としては、以下のようなものが考えられます。

心理司のかかわりが求められる場면을、「見立て・アセスメント」を行う場面、「ケア・支援」を行う場面、「説明・共有」を行う場面の3つに分け、それぞれにおいて、心理司の専門性を活かしたかかわりを必要とする場面をあげてみました。(それぞれの専門性は、主たる局面に位置づけていますが、実際には複数の局面にまたがって発揮されることが多いと考えられます。)



局面	専門性(第2章)	専門性を活かす場面
見立て・アセスメント	心理的背景を見立てることができる	①心理司のかかわりについて検討・判断する
		②心理的見立てを行う
ケア・支援	支援を構築する力がある	③支援計画を構築する
		④心理面接技法の活用が有効
	心理療法・心理教育ができる	⑤心理的アプローチ(援助的な面接)が必要
		⑥臨床心理学的技法の活用が必要
	言語化できる・代弁できる	⑦言語化、代弁が必要
意見形成・意見表明・意思決定の支援ができる	⑧意見の形成支援、意見表明の実施	
	⑨意思決定が必要で支援が求められている	
説明・共有	心理的解釈を相手にあわせて説明できる	⑩見立てを説明する
		⑪コンサルテーションを行う(説明・共有の場の運営を含む)

2. 児童心理司がかかわる具体的な場面(例)

1. で整理した「場面」について、具体的には以下のようなものがあげられます。

こちらにあげたものが全てではありませんし、かかわり方によって必ずしもあてはまらない場合もあると考えられます。ぜひ貴児童相談所においてどのような場面で児童心理司のかかわりが必要かについて考えてみていただければと思います。

見立て・アセスメントを行う場面

① 心理司のかかわりについて 検討・判断する	<ul style="list-style-type: none"> ・初動対応 ・インテーク面接(こども・保護者) ・性的虐待など、順応症候群といった心理的影響の見立てが必要な面接 ・家族関係、母子関係など、愛着障害といった関係性の問題の見立てが必要なもの
② 心理的見立てを行う	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳判定 ・心理判定面接 ・一時保護児童や在宅指導児童の心理診断のための面接 ・施設・里親の不応時

ケア・支援を行う場面

③ 支援計画を構築する	<ul style="list-style-type: none"> ・見立てによる仮説をもとに、支援方針を考える場面 ・面接等を踏まえて、仮説を検証し、支援方針の見直しを行う場面 ・児童心理司のかかわりの方法、内容、タイミング等を検討する場面 ・援助方針を立てる場面
④ 心理面接技法の活用が有効	<ul style="list-style-type: none"> ・初回の面接(こども・保護者) ・一時保護児童や在宅措置児童との継続面接 ・親からの生育歴聴取の面接 ・心のケアの必要性を判断する面接 ・措置変更・措置解除後の継続的な面接
⑤ 心理的アプローチ(援助的な面接)が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所、家庭復帰等への動機づけを行う場面 ・トラウマや発達特性、ライフストーリー等に関する心理教育
⑥ 臨床心理学的技法の活用が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・トラウマケア等の心理療法のプログラムを行う場面 ・発達特性に合わせた療育・特別支援の視点を持った面接 ・保護者支援プログラム、親子関係再構築支援等を行う場面
⑦ 言語化、代弁が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・言語化が十分にできないこどもの意見や想いを保護者や関係者に伝える場面 ・不応、不適切な行動について振り返る場面

⑧意見の形成支援、意見表明の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護、施設入所・里親等委託等の決定時の面接 ・保護者交流の前後の面接
⑨意思決定が必要で支援が求められている	<ul style="list-style-type: none"> ・措置先を決める場面 ・進学・就職等、進路選択に関する面接

説明・共有を行う場面

⑩見立てを説明する	<ul style="list-style-type: none"> ・判定会議 ・観察会議 ・援助方針会議 ・こどもの見立てや状態像を、保護者や関係者と共有する場面 ・本人へのフィードバック面接 ・支援の必要性や支援計画を説明する場面 ・在宅復帰に向けた保護者との面接 ・ケースの引継ぎ・情報共有の場面(施設、里親、要保護児童対策地域協議会) ・入所・委託時の施設職員・里親との面接 ・医療機関や他の支援機関へつなぐ場面
⑪コンサルテーションを行う(説明・共有の場の運営を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉司からのケース相談、アセスメントのSV ・要保護児童対策地域協議会や施設等でのケース会議への参加 ・施設・里親不適應時の、施設・里親との面接

第4章 ケースにおける児童心理司のかかわり方

1. 児童心理司のかかわるケースの現状

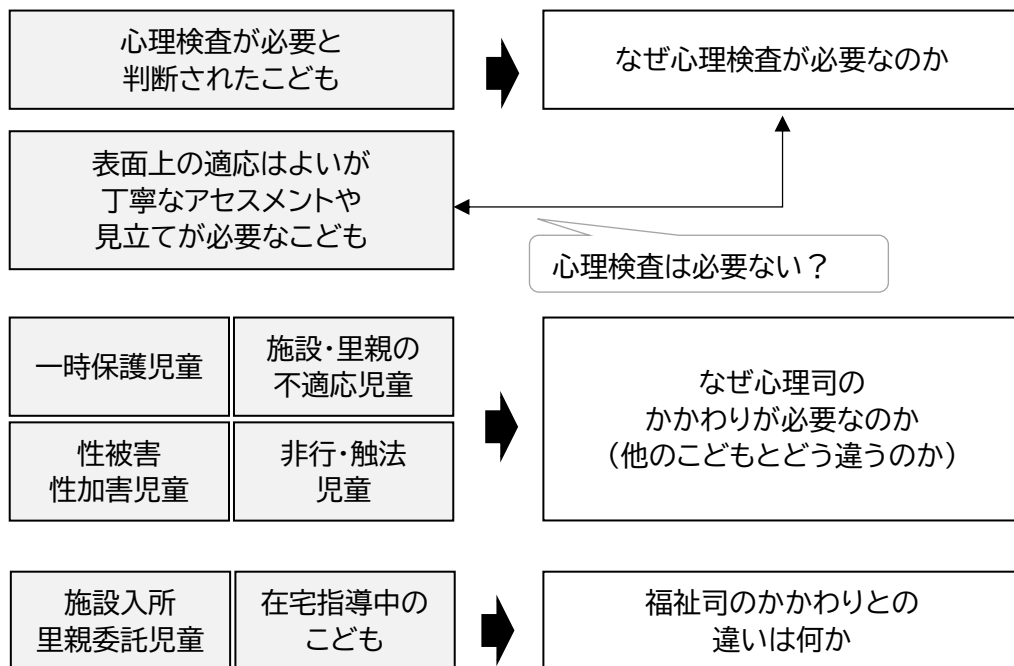
(1) 児童心理司が“かかわるべき”としてあげられた主なケース

児童心理司が“かかわるべき”との意見が出されたケースは以下のようなものでした。これらのケースは、第3章であげた「心理司のかかわりが求められる場面」が多いケースとなっています。

共通して かかっているケース	心理検査が必要と 判断されたこども	心理教育が 必要なこども	精神科の受診を 必要とするこども
概ね かかっているケース	一時保護児童	性被害 性加害児童	非行・触法 児童
本来かかわるべきだが かかれていない ことが多いケース	問題の起きていない 施設入所 里親委託児童	在宅指導中の こども	表面上の適応はよいが 丁寧なアセスメントや 見立てが必要なこども
本来は全ケースで心理判定をとるべき			

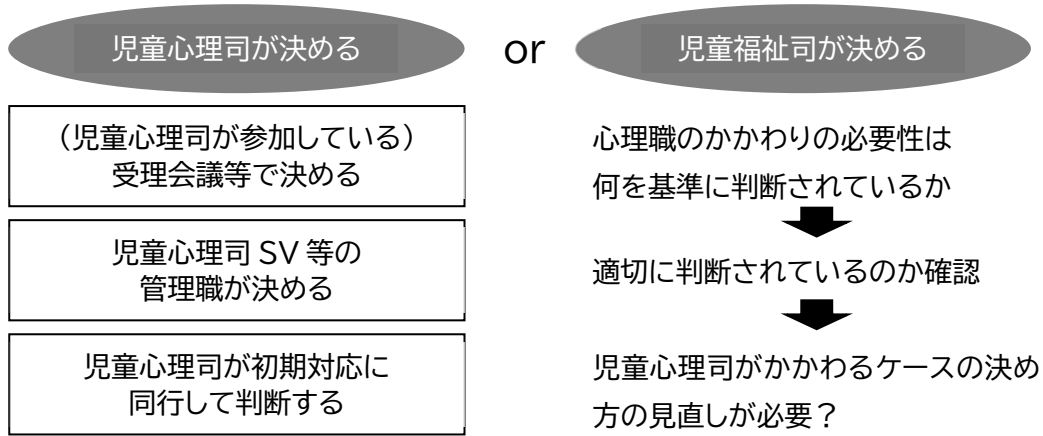
(2) 児童心理司のかかわりが、なぜ必要か

(1)のうち、「共通してかかっているケース」「概ねかかっているケース」については、該当するケース＝担当心理司がつく、と決まっている児童相談所が多いようです。しかし、なぜ心理司のかかわりが必要なのかについての共通理解はされているでしょうか。



(3) 児童心理司がかかわるケースの決め方

児童心理司がかかわるケースの決め方は、児童相談所によって様々でした。貴児童相談所ではどのように判断されているでしょうか。

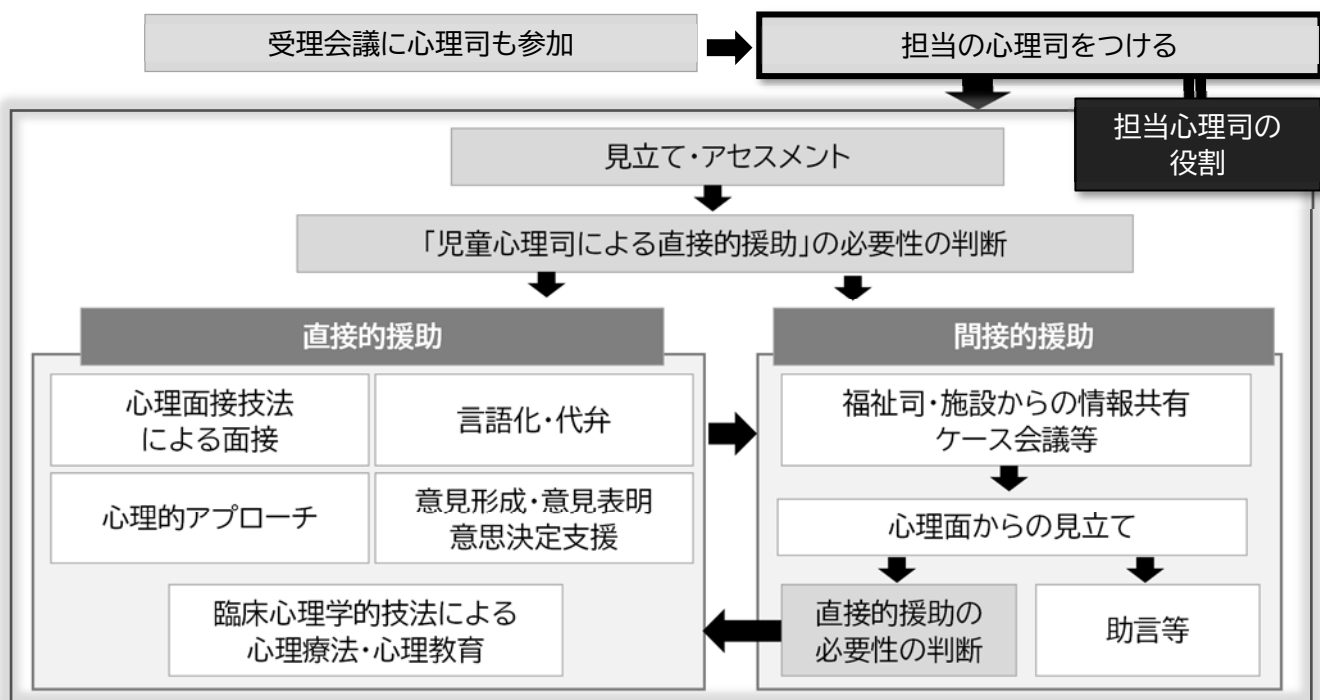


2. 児童心理司のかかわり方

1.(1)のケースについても、心理司のかかわりの状況は児童相談所によって様々でした。心理司としてはかかわるべきと思うケースでも、職員体制やケース数などの関係もあり、かかわれていないケースも多いのが現状のようです。

しかし、児童相談所で対応するこどもや保護者の特徴からすると、どのこどもや保護者も、心理司の視点からの見立て・アセスメントや心理療法・心理教育的なかかわりが必要とされていると考えられます。もちろんケースによって、必要とするかかわり方の濃淡やタイミングは様々です。また、「かかわり」には、直接的援助もあれば、福祉司や施設の心理療法担当職員等へのコンサルテーションによる間接的援助もあります。

各ケースにおいて、心理司が必要なタイミングで、必要なかかわり方ができるようにしていけるような、判断の視点やプロセスの検討や、体制づくりが求められているのではないのでしょうか。



施設や市区町村の心理職へのコンサルテーションも同様

第5章 児童心理司の育成

1. 児童相談所における“心理職”の特徴 - 「児童心理司」とは？

前章までは“心理職”としての専門性について主に整理してきましたが、児童相談所における心理職は「他機関とは違う点が多い」との意見が多数あげられました。

ケースの 特徴	本人にニーズのないケースが多い
	かかわりの目的は明確だが、支援方法の選択肢が広い
	総合的なアセスメントが求められるため、ケースにおける情報量が多い
	ケースにあわせたスピード感が求められる(自分のペースでできない)
児相職員 の特徴	法制度、こどもについて等、必要となる知識が多い
	解決に向けた実際の支援を行う
	個人の判断に委ねられている範囲が大きい
	求められる成長スピードが速い
	担当件数が多い
	異動が多い

心理職としてのスキルや技術については学校や前職で学んでいる職員も、児童相談所や児童心理司については知る機会がほとんどないため、着任後に学ばなければならないことがたくさんあります。また、第2章の「専門性」のうち、「援助的な支援」や「支援を構築する力」は、児童相談所の心理職だからこそ求められる力になります。

児童心理司自身が安心して業務ができるようにするためにも、児童心理司としての着任時には、「児童心理司」について理解する機会をつくる必要があります。そして、児童心理司として必要な知識やスキルを習得していけるよう、育成計画等でもサポートしていくことが大切です。

また、児童福祉司と比べて SV の体制が整っていないことや、職員1名での面接が基本の心理司は、「専門職」として早い時期から1人で業務を行うことも多いようです。

心理司以外の職員も他機関の心理職との違いを認識することにより、児童心理司のとまどいや不安等を理解しながら互いにサポートしあえる関係性となることが望ましいのではないのでしょうか。

2. 児童心理司の「到達目標」

児童心理司には、福祉司のように国が示す「到達目標」がありませんが、「〇年目に〇〇ができるように」という、設定・道筋があると安心できるといった意見が多くあげられました。

グループディスカッションで「児童心理司が目指す『児童心理司像』」について尋ねたところ、以下のような目標像があげられましたが、「そうそう」「確かに」と共感できるものはありますでしょうか。ここで出された「児童心理司像」は、児童心理司にとって「到達目標」の1つだと考えられます。各到達目標が具体的にどのような児童心理司なのかについて意見交換したり、キャリアラダーや研修プログラムを検討するうえでぜひこれらの児童心理司像を参考にしてください。

能力・スキルに関すること
基礎がしっかりとしている児童心理司
「聴く」力のある児童心理司
言葉にする力、相手にあった説明をする力を持った児童心理司
“強み”を見つけられる児童心理司
的確な見立てができる児童心理司
家族を含めた総合的なアセスメント能力を持つ児童心理司
こどもや家族の将来を見通す力のある児童心理司
コンサルテーション、ファシリテーション力のある児童心理司
心理的な教育・ケアまでかかわれる児童心理司
引き出しの多い児童心理司
児童心理司としての意識・姿勢に関すること
こどもの立場で考えることができる児童心理司
安心感、安定感、落ち着きのある児童心理司
柔軟な対応ができる、機動力のある児童心理司
必要な場面で、はっきりモノを言える児童心理司
自身が健康であり、仲間をサポートできる児童心理司
学ぶ意欲と謙虚な姿勢をもった児童心理司
関係機関を含めてチームで仕事ができる児童心理司

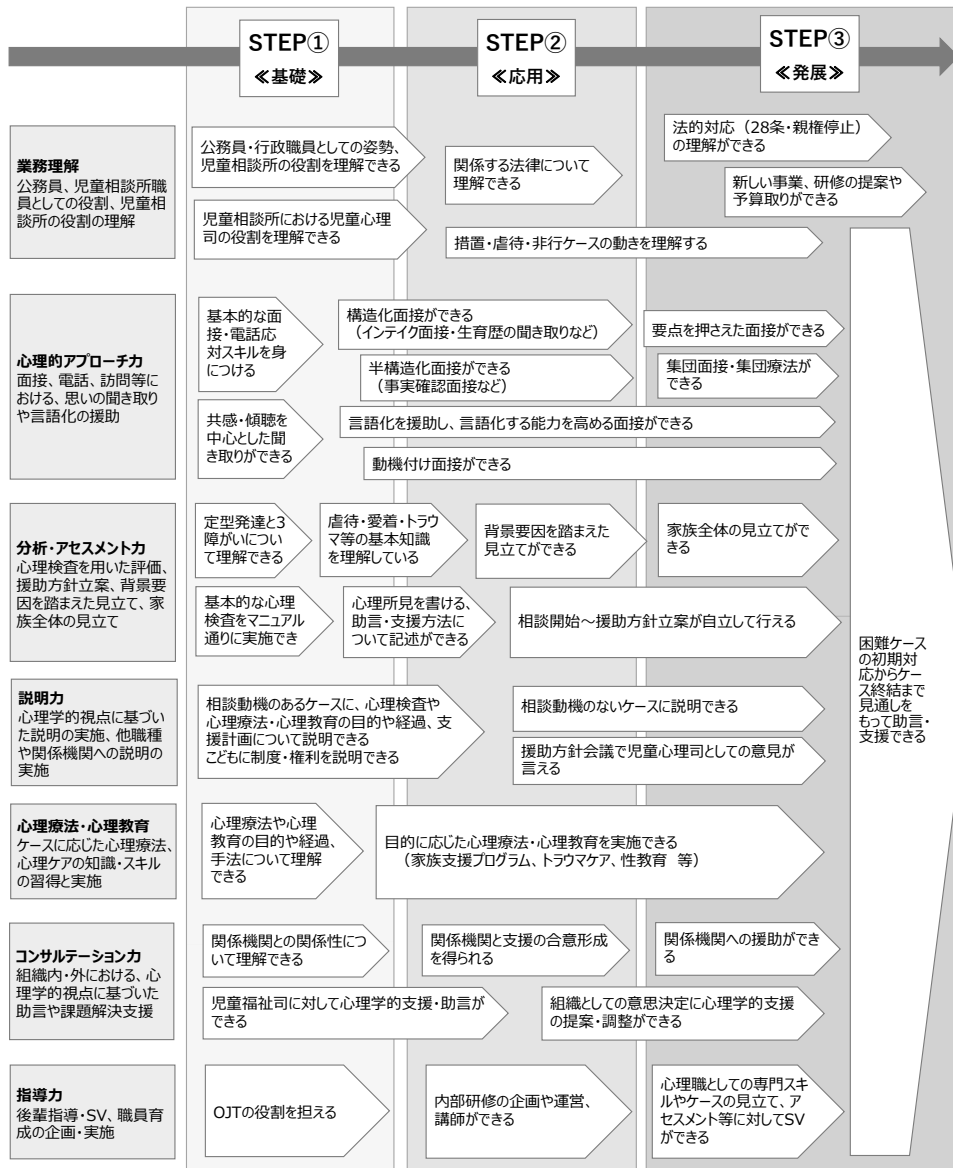
3. 児童心理司のキャリアラダー

児童心理司の育成計画や研修について、以下のような意見があげられました。

- 研修を受ける機会が多いが、体系立った育成計画や研修計画がない（何年目に何の研修を受けるか 等）
- 体系だった育成計画や研修計画は1～3年目までしかない
- 外部研修を受ける場合でも、何から学んでいくのがよいか、望ましい順番を教えてください
- 現在キャリアラダーを作成中だが、参考となる案や先行事例があるとありがたい

そこで、グループディスカッションで出された意見や、すでに作成されている自治体・児童相談所の事例をもとに、本調査研究としてのキャリアラダー案を作成しました。

児童相談所によって、児童心理司の体制や担っている役割、人事異動の考え方等が異なるため、各児童相談所の状況に応じて、年次ごとの目標像や習得する知識・スキルの順番等をアレンジしながらご活用ください。児童心理司のキャリアラダーについて児童心理司自身が話をするきっかけになれば幸いです。



4. 児童心理司向け研修プログラム

児童心理司を対象とした研修や勉強会は、各自治体や児童相談所で様々な工夫をしながら実施されてきました。「育成」を目的とした研修だけでなく、ベテランまでを含めた、児童心理司全体での勉強会が開催されているところも多くありましたので、ご紹介します。

(1) 研修の方法

- 自治体単位で経験年数ごとの研修を実施
- 児童相談所内で、児童心理司向けの勉強会・事例検討会を定期的実施
- 自治体内の他児童相談所との合同研修を実施
- 自治体内の他児童相談所の研修に相互に参加
- 自治体主導で児童心理司以外の心理職との研修会を開催
- 外部講師を招いた研修会の実施
- 研修費を活用した外部研修への参加、伝達研修の実施
(参加者の選定方法:経験年数順、組織上の役割に応じて、挙手性 等)
- 一時保護所や施設、病院等での実習
- 研究活動、学会への参加

(2) 育成方法の工夫

フォロー体制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ トレーナー/サポーター制度(1年目の技術指導、検査や面接の陪席など) ✓ アドバイザー制度(1~2年目を中堅職員がSV、さらに管理職が中間職をSV) ✓ 採用後半年間はSVが面接に同席し指導 ✓ ベテラン-中堅-若手のチーム制で対応
達成目標の設定と進捗確認	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 育成ラダーと受講した研修を紐づけし、次に受けるべき研修を見える化 ✓ 年数ごとの到達度合い振り返りチェック表を作成 ✓ 月ごとに目標を設定し、毎月面接を実施して、進捗状況や悩みなどを把握 ✓ 通年(年4回)のテストカンファレンス実施
役割と業務の見える化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児相の児童心理司に期待される役割を「心理診断の手引」としてまとめ、実務やSVに活用 ✓ 業務見える化表を作成し、業務の全体像を把握しやすいように整理 ✓ 新任者向けに児童心理司業務についての基本的な資料集を作成
所内での情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 心理職1~2年目職員対象に、業務について語り合う会を年2回実施 ✓ 課長、班長と班員で全担当ケースについて年2回状況確認のヒアリング実施 ✓ 月1回2時間程度「心理ミーティング」の時間を設定し、困難ケースに関する相談や心理検査の解釈等について意見交換 ✓ 児童心理司のみの朝会(10分程度:週4回)を開催し、情報共有や相談会を実施
育成・研修企画担当を設置	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 係長と各係の代表、企画担当、専門職等で構成される育成チームを設置 ✓ 研修等の育成を担当する児童心理司を企画部門に配置 ✓ 心理司部会が中心になって研修・事例添削等を実施

